

「一人ひとりに合った学び実践校（仮称）」応募要項（案）

この要項は、長野県教育委員会事務局（以下、「県教育委員会」という。）が指定する「一人ひとりに合った学び実践校（仮称）」（以下、「実践校」という。）の応募に必要な事項を定めるものである。

1 目的

社会の多様化が進み、発達特性のある子どもや不登校の子ども等、きめ細やかな支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中で、山積する教育課題に対応していくためには、学校自体が子どもたちにとって「明日も行きたい」と思える場所となり、多様な子どもの姿を受け入れていく場所が変わっていくことが求められる。そのためには、授業の改善にとどまらず、学校自体の在り方を変革していく必要がある。

このような問題意識のもと、全ての子どもが「好き」や「楽しい」、「なぜ」をとことん追求するために、子どもが自ら学び方等を選択でき、子どもが自己実現できている状態（ウェルビーイング）の実現に向け、子どもや地域の意見を取り入れながら学校の仕組み変革に挑戦する学校を実践校として指定し、その取組を県下に広めていくことを目的とする。

2 実践校について

（1）共通理念

常に子どもを主語とし、「好き」や「楽しい」、「なぜ」を追求するために、
子どもが自ら選択でき、子どもが自己実現できる学校
～これを実現するため、学校の仕組みの変革にチャレンジ～

（2）実践校として取り組むこと

- ア 「学校の仕組み変革」（詳細は別表1のとおり）に取り組む。
- イ 学校の準備から運営段階に至るまで、子ども、保護者、地域との意見交換等を通して、一緒に学校づくりに取り組む。
- ウ 取組の経過をオープンにするとともに、定期的に学校公開を行う。

（3）支援内容（※）

- ア 県教育委員会に設置予定の「学校改革支援センター（仮称）」による伴走支援
- イ 実践校が所在する市町村（学校組合）教育委員会で本業務に従事する教員を配置
- ウ 実践校の教員向け研修の企画・実施及び県外視察の旅費を支出

（4）支援期間（※）

- 概ね3年を予定（令和7年度の準備期間及び令和8～9年度の運営期間）
- ただし、「学校改革支援センター（仮称）」による伴走支援は、上記期間後も継続して行う見込み。

※県の令和7年度当初歳出予算において、関連する予算が計上されない場合には、支援内容が変更となる場合があります。

3 募集対象

長野県内の市町村（学校組合）教育委員会及び公立小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

4 応募方法

実践校の指定を希望する学校は、提案書（様式1）を、市町村（学校組合）教育委員会を経由して県教育委員会へ提出する。市町村（学校組合）教育委員会による応募の場合は、市町村（学校組合）教育委員会から県教育委員会へ提出する。

【提出先】 kyoiku@pref.nagano.lg.jp あてメールで提出

【提出締切】 令和6年11月7日（木）

5 指定について

- (1) 提出された提案書（様式1）の内容を考慮し、全県で最大10校程度（予定）を指定する。
- (2) 県教育委員会において選考を行う。選考結果は、12月上旬までに通知する。
- (3) 選考において、応募内容に基づき、県教育委員会から問い合わせを行う場合がある。

6 その他

- (1) 応募にあたり、学校や地域の規模は問わない。
- (2) 学校が、市町村（学校組合）教育委員会を経由せず、単独で直接応募することは出来ない。

【応募単位の例】

- ・市内のうち、同一校区内の2小・1中・市教育委員会
- ・町内のうち、1小・1中・町教育委員会
- ・村内のうち、1小・村教育委員会
- ・A町と周辺B・C村のうち、3小・1組合中・町村（学校組合）教育委員会

7 問合せ先

- ・ 長野県教育委員会事務局教育政策課（担当：石川、中村）
TEL：026-235-7423（直通）
Mail：kyoiku@pref.nagano.lg.jp
- ・ 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課（担当：一色）
TEL：026-235-7434（直通）
Mail：kyogaku@pref.nagano.lg.jp

(別表1)「学校の仕組み変革」の例

趣旨	学校内にある様々な慣習や従来の方針を、今の時代に合わせて柔軟に見直す取組
取組例	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもたち自身が学校のルールを作る・決める・ 幼保（やまほいく等）と小学校の連携・ 異年齢での学級、学習の実践・ 時間割・宿題・テスト・通知表等の在り方を変える・ 校務精選等の働き方改革・ 特例校制度の活用（教育課程特例校、授業時数特例校） 等

※趣旨に合致していれば、取組例以外の取組を行っても差支えない。